

資 料 編

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号

最終改正 平成 24 年法律第 47 号

(平成 24 年 10 月 1 日時点)

目次

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律 (以下「個別法」という。) と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に

国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令 (当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。) で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産 (以下「不要財産」という。) を処分しなければならない。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成十八年法律第四十八号) 第四条 及び第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会とする。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立 (設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員 (役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員の職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。

4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

2 監事は、主務大臣が任命する。

3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。

4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員の任期)

第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。

4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

（代表権の制限）

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

（代理人の選任）

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

（業務の範囲）

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

（業務方法書）

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

（中期目標）

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを

当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表

しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

（会計監査人の選任）

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

（会計監査人の資格）

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

（会計監査人の任期）

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

（会計監査人の解任）

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

（借入金等）

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還する

ことができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（財源措置）

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

（不要財産に係る国庫納付等）

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であつて、政府以外の者からの出資に係るもの（以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。）については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下この条において単に「出資者」という。）に対し、主務省令で定めるところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。

3 独立行政法人は、前項の規定による請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡により生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。）の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをしたときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、当該独立行政法人に対する出資者からの出資はなかつたものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であつて主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員等の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一

般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（役員の服務）

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（役員の退職管理）

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則

法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があ

- ると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。
（役員の災害補償）
- 第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。
（役員に係る労働者災害補償保険法 の適用除外）
- 第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。
（職員の給与）
- 第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。
（職員の勤務時間等）
- 第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。
（職員に係る他の法律の適用除外等）
- 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。
- 一 労働者災害補償保険法 の規定
- 二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定
- 五 削除
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項 及び第七条 の規定
- 2 職員に関する国家公務員法 の適用については、同法第二条第六項 中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。
- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条 及び第六条第三項 の規定の適用については、同法第五条第一項 中「俸給、扶養

手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十八条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九條第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第

七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九條第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十條 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

（役員の兼職禁止）

第六十一條 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（準用）

第六十二條 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三

号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成一一年一月二五日法律第一四一号から平成二三年六月二四日法律第七四号まで) 略

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号

最終改正 平成 24 年政令第 99 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

- 一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。
- 二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(不要財産の国庫納付)

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付（以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。）について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
- 二 不要財産と認められる理由
- 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあつては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

五 現物による国庫納付の予定時期

六 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合において、現物による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項の規定により、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から国庫納付を行うこと（以下「譲渡収入による国庫納付」という。）について、同項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 不要財産と認められる理由

三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

四 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

五 譲渡によって得られる収入の見込額

六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容

八 譲渡の方法

九 譲渡の予定時期

十 譲渡収入による国庫納付の予定時期

十一 その他必要な事項

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。

一 当該不要財産の内容

二 譲渡によって得られた収入の額（第二条の六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。)

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額及びその合計額

四 譲渡した時期

3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を証する書類を添付するものとする。

4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けたときは、通則法第四十六条の二第二項 本文の規定により主務大臣が定める基準に従い算定した金額を独立行政法人に通知するものとする。

5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、同項の規定により通知された金額を国庫に納付するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付)

第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条第三項の中期計画において通則法第三十条第二項第四号の二 の計画を定めた場合において、譲渡収入による国庫納付を行おうとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとする。

3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該財産の帳簿価額を超える額（以下この条において「簿価超過額」という。）があった場合には、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときを除き、第二条の四第五項（前条第三項において準用する場合を含む。）の主務大臣の指定する期日までに、簿価超過額を国庫に納付するものとする。

2 独立行政法人は、簿価超過額があった場合において、通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定によりその全部又は一部の金額を国庫に納付しないことについて認可を受けようとするときは、第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書の提出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額

三 簿価超過額のうち、納付しないことを求める額及びその理由

3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の

指定する期日までに、簿価超過額から当該認可を受けた金額を控除した額を国庫に納付するものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

第二条の七 通則法第四十六条の二第一項 の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項 若しくは第三項 の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。

2 前項の規定により国庫に納付する不要財産又は金額が帰属するものとされる会計が廃止されている場合その他当該会計の状況に照らして同項の規定によることが適当でないと認められる場合には、同項の規定にかかわらず、当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政法人の資本金を減少するものとされる金額を定めたときは、その金額を独立行政法人に通知するものとする。

2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。

3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項 の規定による報告は、一月一日現在における同項 に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項 に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第五項 の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項 の規定により派遣された者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項 に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二条 の規定による勤務を

している者を含む。)

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

（積立金の処分に係る承認の手続）

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

（国庫納付金の納付の手続）

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

（国庫納付金の納付期限）

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

（国庫納付金の帰属する会計）

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規定による交付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき補助金等として指定されたものを除く。）であって平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）及び平成二十四年度以降における東日本大震災復興特別会計の予算に計上されたものの交付を受けて特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十二条第二項に規定する復興施策に関する業務を行う場合における当該復興施策に関する業務に係る国庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属する。

（教育公務員の範囲）

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十条第一項、独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）第九条、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第百七十七号）第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十条第一項、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十条、独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四

年法律第百六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十条、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号）第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則
(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、

前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 （平成一二年政令第三三三号から平成二二年政令第四一号まで） 略

附 則 （平成二二年政令第二二六号） 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡に対するこの政令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二条の四及び第二条の六の規定の適用については、同令第二条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同項第五号中「得られる収入の見込額」とあるのは「得られた収入の額」と、同項第六号中「要する」とあるのは「要した」と、「見込額」とあるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、同条第四項中「第二項の報告書の提出を受けた」とあるのは「第一項の申請に係る認可をした」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の報告書」とあるのは「第二条の四第一項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 （平成二十三年政令第一〇九号） 略

附 則 （平成二十三年政令第一六六号） 略

附 則 （平成二三年政令第三三四号） 略

附 則 （平成二四年政令第一〇号） 略

別表（第五条、第六条、第八条関係） 略

資料2 独立行政法人一覧

(平成24年4月1日)

内閣府所管²

- 国立公文書館
北方領土問題対策協会

消費者庁所管¹

- 国民生活センター

総務省所管⁴

- 情報通信研究機構
- 統計センター
平和祈念事業特別基金
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管²

- 国際協力機構
国際交流基金

財務省所管⁴

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管²³

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管¹⁹

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

- 国立がん研究センター
- 国立循環器病研究センター
- 国立精神・神経医療研究センター
- 国立国際医療研究センター
- 国立成育医療研究センター
- 国立長寿医療研究センター

農林水産省所管¹³

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管¹¹

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管²⁰

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管²

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管¹

- 駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

(注3) 原子力安全基盤機構の所管は、平成24年9月19日からは原子力規制委員会(環境省の外局として新設)

合 計 102 法人

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5 条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/
八雲病院	049-3198	北海道二海郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaishi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisisaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兎渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~gunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市中区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜医療センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm
まつもと医療センター				
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南 2-20-30	0263-58-4567	http://mmcmatsu.jp/index.html
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html
信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市長区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榑原病院	514-1292	三重県津市榑原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曽根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
やまと精神医療センター	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nisorori/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町 777-12	0855-25-0505	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町 1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井医療センター	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokusima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
善通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuu/jh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橘 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県姶良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/index.html

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市市形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-290-2006	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5126	http://www.tufts.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5862	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6011	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-293-2006	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2113	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-2021	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/

神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-803-5031	http://www.kobe-u.ac.jp/
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-1111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿児島大学	891-2393	鹿児島県鹿児島市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-8012	http://www.u-ryukyu.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5(けいはんな学研都市)	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

(注 1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注 2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1320137.htm(平成 24 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注 3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1320085.htm(平成 24 年 3 月)

〔日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第 48 号)に基づく業務〕(1業務)

法人名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

(単位:人)

主務省名 特定			独立行政法人名		職 員 数									
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1	
内 閣 府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	40	39	46	
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	18	18	17	
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	200	255	—	
消費者庁		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	124	126	129	
総 務 省		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	427	440	431	
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	852	847	815	
		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	16	15	14	
		郵便貯金・簡易生命保険管理機構							40	40	40	40	40	
外 務 省		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	1,664	1,664	1,827	
		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	221	216	212	
財 務 省		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	46	47	43	
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	1,010	969	946	
	○	国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	4,695	4,590	4,525	
文部科学省		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	48	48	48	
		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	72	70	67	
		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	99	94	94	
		国立青少年教育振興機構	63	62	62	62	63							
			国立オリンピック記念青少年総合センター					607	590	552	540	537	527	
			国立青年の家	305	301	303	305	307						
			国立少年自然の家	265	265	265	265	264						
		国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	24	25	25	
		国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	129	130	127	
		物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	920	922	847	
		防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	194	189	186	
		放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	483	476	485	
		国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	119	114	111	
		国立文化財機構	209	217	221	227	226	218	345	346	347	343	340	
		国立博物館	126	126	125	126	125	126						
		文化財研究所	53	53	51	52	51	50	48	46	42	40	42	
		教員研修センター												
		科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	1,588	1,668	1,440	
		日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	127	133	138	
		理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	3,170	3,335	3,394	
		宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	2,120	2,138	2,179	
		日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	345	344	339	
		日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	306	301	295	
		日本学生支援機構				532	534	513	486	452	449	466	485	
		海洋研究開発機構				953	1,037	961	909	925	944	968	1,008	
		国立高等専門学校機構			6,671	6,661	6,689	6,584	6,584	6,454	6,386	6,332	6,311	
		大学評価・学位授与機構			141	144	139	140	140	145	139	132	117	
		国立大学財務・経営センター				26	25	22	24	24	24	24	21	
	日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	4,679	4,725	4,760		
厚生労働省		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46	46	44	41	
		労働安全衛生総合研究所	49	49	49	49	49							
			産業安全研究所	76	75	74	73	72	119	117	117	111	103	96
		産業医学総合研究所												
		勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257	257	255	276	
		高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714	722	716	—	
		高齢・障害・求職者雇用支援機構											3,893	
		福祉医療機構			264	252	251	271	259	253	260	255	250	
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	288	261	255	255	252	232	
		労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125	121	118	114	
		労働者健康福祉機構				13,667	13,549	13,621	13,803	13,763	13,911	14,144	14,534	
		雇用・能力開発機構				4,386	4,228	4,059	3,930	3,817	3,684	3,571	—	
	○	国立病院機構				46,153	47,423	48,346	49,473	50,043	51,058	52,303	53,700	
		医薬品医療機器総合機構				259	291	312	344	424	527	601	644	
		医薬基盤研究所					81	86	85	83	79	81	79	
		年金・健康保険福祉施設整理機構					34	36	37	38	38	29	25	
		年金積立金管理運用						81	77	76	75	72	71	
		国立がん研究センター										1,514	1,617	
		国立循環器病研究センター										1,010	1,073	
		国立精神・神経医療研究センター										629	674	
		国立国際医療研究センター										1,503	1,569	
		国立成育医療研究センター										813	878	
		国立長寿医療研究センター										380	413	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:人)

主務省名	特定	独立行政法人名	職 員 数										
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1
農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688	667	673	658
		肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148					
		農薬検査所	65	64	69	71	72	72					
		種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305	302	299
		家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852	832	816
		水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	185	187	184
		農業・生物系特定産業技術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798						
		農業工学研究所	131	134	130	131	130	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	2,820
		食品総合研究所	131	128	125	125	128						
		農業者大学校	43	43	42	42	39						
		農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381	374	367
		農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171	172	167
		国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187	181	179
		森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	1,128
		森林総合研究所	146	147	145	145	147	144					
		水産総合研究センター	144	143	143	142	135						
		水産総合研究センター	775	759	885	876	870	1,005	1,009	972	958	987	968
		農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193	198	198	214
経済産業省		農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	76	76	75
		農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	109	111	105
		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	44	46	47
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100	97	87
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153	134	136
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032	2,993
		製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396	401	397
		新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	851
		日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	1,542
		原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	446	415	422
	○	情報処理推進機構				210	206	197	192	180	182	181	171
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	476	470	464
		中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	890	814	795
国土交通省		土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486	480	471	461
		北海道開発土木研究所	178	177	174	171	169						
		建築研究所	96	97	98	93	96	94	94	92	87	85	87
		交通安全環境研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97	100	100
		海上技術安全研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220	219	211
		港湾空港技術研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	104	104	101
		電子航法研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	60	60	60
		航海訓練所	464	459	453	444	442	435	434	425	433	421	414
		海技教育機構	84	82	82	79	79	213	207	203	201	207	202
		海員学校	148	148	147	144	137						
		航空大学校	123	123	120	121	119	118	118	116	116	114	110
		自動車検査		874	873	874	871	860	859	851	850	831	827
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	1,598
		国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	88	92	89
		水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	1,421
		自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	334	334	334
		空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	74	62	60
		海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	29	29	30
		都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	3,642
		奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	18	18	18
		日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	84	84	84
		住宅金融支援機構							998	979	960	936	916
環 境 省		国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243	240	252	258
		環境再生保全機構				125	114	156	154	152	146	145	144
防 衛 省	○	駐留軍等労働者労務管理機構		406	400	399	392	374	364	337	327	312	309
		計	16,865	18,095	46,005	124,894	130,652	131,167	131,736	131,806	132,467	139,213	139,971

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 法人名及び特定・非特定とは、24年1月現在のものを示す。

3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。

4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。